

## 議会活動の在り方検討特別委員会記録

招集（開催）年月日	令和2年10月7日（水）	
招集（開催）場所	岩美町役場 全員協議会室	
出席議員	田中克美委員長、寺垣智章副委員長、橋本恒委員、升井祐子委員、森田洋子委員、吉田保雄委員、杉村宏委員、宮本純一委員、川口耕司委員、澤治樹委員、柳正敏委員（副議長）	
欠席議員	なし	
議長の出席	あり（足立義明議長）	
職務出席者	鈴木浩次議会事務局長、中島理恵書記	
傍聴者	なし	
開会	午前10時00分	
記録者	議会事務局 鈴木浩次	
審査事項	別紙日程表のとおり	
協 議 の 経 過		
日程	発言者	内 容
1. 開会	田中委員長	議会活動の在り方検討特別委員会を開会する。
2. あいさつ	田中委員長	議長、あいさつをお願いします。
	足立議長	いい機会なので、皆さんに検討してほしいことがある。コロナ禍において、県議長会の会合などが、県内ではだんだんと以前のように開催されるようになってきた。ただ県外については、来月に東京での会合が二つ三つ予定されているが、行く町村、行かない町村、すでに予算を取り下げている町村もある。今後11月から年度末まで、多くの事案が出てくると思われるので、岩美町はどういう対応をすればいいか、いつか相談してほしい。
3. 協議事項	田中委員長	それでは、協議事項に入る。 協議事項（1）と（2）を日程に書いている。 その前に、私が提出したものの中に、議選監査委員との連携について、先回確認をした澤監査委員を講師にした監査についての勉強会を、11月の上旬であれば澤監査委員が2日から12日くらいの間に日程が取れるということなので、いつ行うかは正副委員長で相談して決めていいか。
	皆	はい。
	田中委員長	では、そうする。 その時に、その下に書いている監査報告会については、その勉強会の際に決めてはどうかと思っているが、それでよろしいか。
	田中委員長	そのようにさせてほしい。
（1）	田中委員長	では、協議事項（1）議会活動実態調査の調査項目に入る。 実際の調査を皆さんにってもらう際には、調査表を作って皆さんに渡す。この中にも書いているが、領域Xの町主催行事及び実行委員会主催など「準ずる行事」について、この調査対象期間に実際にはどういったものがあつたか、すべて明らかにして、それについての皆さんの一人一人の出席なり時間なりの記載になると思う。 今日は、私が案として記載している事柄について、案だからもちろ

		<p>ん変更もあるが、皆さんの確認を得て、その上で調査表を作成して、来週、早いうちに皆さんにお渡ししたいと思う。</p> <p>皆さん、私が作っているこの案に、ざっと目を通してほしい。</p>
		<p>*各自で資料を黙読</p>
	田中委員長	<p>だいたい、目を通していただいたようだ。</p> <p>葉山町が作成したものを参考に、根拠づけの文章などをほとんど削除している。簡潔にしたほうが分かりやすいと思った。私自身も、自分の活動時間、個人の議員活動について、精査したことがないので、文章としてこのように書いているけれど、実際に振り返って判定する際には、いろいろ迷いが起きる可能性はあると思う。その際に、また改めて議論しなければいけないことが起きれば議論したいと思う。議長や副委員長、局長と相談して、解決することであればそのようにしたいと思う。</p> <p>調査した後に議会としてのまとめを行うことと、これは報酬額との関りが出てくる問題なのでどう評価するかは、他の議会もそうだが、実際の活動時間に議員報酬を当てはめるのか、繰り返し議論しているように次の期の議員の活動に対する期待というかそういうものも加味したものにするのかは、後々議論して皆さんの合意を得て定めていくことになると思う。そういう過程でもさまざまな議論ができると思うし、しなければならないと思う。</p> <p>調査については、どんな結果が出るか分からないが、一人一人が自分自身の活動を振り返る機会にもなる。実態を自分なりに記録する作業としていきたい。</p> <p>今日ここに私が案として出しているものについて、ご意見や質問があれば、発言いただきたい。</p>
	澤委員	<p>領域Xの「議員個人による広報活動をXに含め」は分かるけれど、この中に時間数とか日数とかを書く場合に、それが正確かどうかをどうやって担保するのか。</p>
	田中委員長	<p>それは、皆さんの良心に任せる。自己評価だから。</p>
	澤委員	<p>極端な例が、うそを書いたとしても、誰も判断ができない。</p>
	田中委員長	<p>だから、うそはつかないことを前提にしている。誰かにチェックしてもらおう話ではない。信頼の上に立ってやりたい。誰かが監視して、時間を計っているわけではない。</p>
	澤委員	<p>正しいかどうか、担保が取れないのが心配だ。あとのA、Bは、はっきり出てくる。個人による広報活動などは、範囲がどの程度のところまで・・・。</p>
	柳委員	<p>結局は、議員たるもの、それは押さえてもらわなければいけない。報酬を上げるために、この時間数を上げるという考えではなく、改めて積み重ねで、こういう形で議会活動、議員活動をやっている、そうすると今の報酬では無理があるという方向で捉えてもらわないと。上げるために自己採点を過大評価する考えではない。</p>
	田中委員長	<p>過大評価するとは思っていない。過大評価しないように願う。</p>
	柳委員	<p>あくまでも「自分の活動を積算していくと、こういう結果が出た」と、住民に対して「これだけの時間を割いている」と言う根拠を持つ</p>

		ということだと思う。だから、上げるために「これも30時間上げたい」とか、当然そういうことではない。
	田中委員長	<p>もちろん、我々が自己判断して「これくらいの時間は活動のために必要だ」ということにはなるけれど、それを住民がどう評価するかは別の話だ。ましてや、そこをうそが混じってれば、住民との関係で全然話にならない。</p> <p>どんなふうに評価するかは、まとまった時点の話になると思う。</p> <p>葉山町は対象にしているけど、うちは対象にしていないという項目はある。領域Xの中身もそうだ。前回気付かなかったが、葉山町議会の調査表を見たら広報活動も対象になっていた。</p>
	澤委員	葉山町の報告書には、住民からの各種相談の日数や時間がある。
	田中委員長	<p>そういうのを、うちは対象にしていない。それは、政策形成サイクルというのを作っている。葉山町も、相談を受けたものが全部対象になるわけではない。議会の政策形成サイクルにはまるものでなければ、時間に算入しない。うちは、政策形成サイクルのようなものは作っていないから、対象にしていない。時間数にすると、葉山町より少なくなる可能性がある。</p> <p>この項目について、これまで議論して確認してきたことなので、異議はないと思うけれど、改めてこういう項目で調査をすることを確認したい。先ほども言ったが、町主催行事やそれに準ずる行事は、何が対象になるかをはっきりさせて、それを含んだ調査表にする。調査表ができた段階で「あれは対象にならないのか」ということがあるかもしれない。それは、その時に調整をしたい。</p> <p>来週の前半には、ペーパーとデータで皆さんにお届けしたい。調査期間が約3週間、20日弱ある。これからの話ではなく過去の話なので、思い出す作業が必要なので大変だ。この前も言ったが、1年前をめぐるとのことから、これからの1年間の記録ということにはできない。そういう意味ではやりにくい点があるけれど、それを承知であえて挑戦しようということだ。</p>
	澤委員	住民との相談の時間は、個人の判断でいいということか。
	田中委員長	住民との相談は対象にしない。先ほども言ったが、葉山町の場合は、住民から聞いた話は、議会として政策形成サイクルに盛り込まれた場合に算入することになっている。そういうシステムをうちは作っていないので、始めから活動時間に含まないことにする。ただ、一般質問や議案審議のための活動時間には、聞き取りしたり、そういうことが入る可能性はある。X領域にはないということだ。
	柳委員	全協でも各委員会でも、個人の事前の勉強をどう評価するかだ。
	田中委員長	それは、Cの中に入る。
	柳委員	それが1時間かかる人もいれば、10時間の人もいる。
	澤委員	そうではなく、自治会などがあって、議員がその役員になっている場合、その中で町政に関わる話が出たとき、それを含めるかどうか。
	田中委員長	含めない。
	澤委員	町への要望などを、話しをしても含まないのか。
	田中委員長	含めない。議案などの審議のための調査研究とか、一般質問のため

		の活動として位置づけられるものは、領域Cに入る。
	柳委員	例えば、地域の自治会などと話をしたことが、次の一般質問に想定している場合はどうなのか。前もって地域の自治会に了解を得ておく必要がある質問や、提案を行おうとする場合に、そういう話を聞いたりする活動を行った場合はどうなるのか。
	田中委員長	領域C及びXの留意事項の6に、一般質問に付随する活動については、質問項目を決定してからスタートするというふうになっている。それ以前に聞いて、それを一般質問にするとしたときに、初めの聞いた時間は入らない。項目を決めて、その質問の準備としてもう一度聞き直すとか、そういうことは入る。
	橋本委員	行政懇談会への出席は、どう考えればいいのか。
	田中委員長	町主催なら入る。
		(「主催は自治会だ」の声)
	田中委員長	たぶん、準ずるに入るだろう。 全部リストをあげてみて、精査する。 自分のことを言っただけで申し訳ないが、同じことを調べるのでも、私と森田委員では時間が違うと思う。私は1時間でも、森田委員は2時間かもしれない。でもそれは、森田委員の調査結果では2時間で、私の調査結果では1時間だ。私の調査結果を、森田委員の時間で換算して2時間とはならない。
		(「当たり前の話だ」の声)
	杉村委員	一般質問に付随する活動については、質問項目を決定してからと書かれている。結果として一般質問をしたかしなかったかにかかわらず、質問項目を決めるまでにこれにしようか、あれにしようかと、誰もいろいろと調べると思う。だから、質問項目を決定してからということに狭めると、結果的に一般質問をしなかった人は、付随する活動として全くカウントされないことになる。それは、ちょっといかなものかなと思う。 結局は、全ての数字が自己申告だ。これは公開を行って、それを担保とすることによって、自己申告した人が「自分の数字はこうだ」という説明責任を果たせる内容にしていくべきだと思う。公開しなければ、その数字の説明責任がその人にあるということが明らかにならないと、そういう人はいないと思うが恣意的な数字を出すこともあるかもしれない。自身で説明責任を果たせない数字は出さないという意味で、公開が担保という姿勢で臨むべきだと思う。
	田中委員長	この議員の数字はこれだという公開は、副委員長と相談していないが、私としてはするつもりはない。 議員の活動にはこういう時間を要しているという場合の、こういう時間というのをどういうふうにするかという、全員の分を集計して12で割ってその平均時間を使うのか、どういう数字を使うか、後で議論しないといけない。
	杉村委員	委員長は、公開を考えていない、今後の議論だと言われる。それはまさしく、3ない議会の一つの「公開しない」に当たるので、私としては公開すべきだと申し上げて終わりたい。

	田中委員長	<p>これは葉山町と同じにしている。一般質問の質問項目を決定してからのものを対象にするのは、この問題を質問しようということになるまでの経過はさまざまだ。話を聞いたことがヒントになったり、新聞を読んだり、ほかのことで町のことを見たり聞いたりして、それがヒントになることもある。なかなか様々で、対象がとても広いと思う。時間としてカウントするのは難しいのだろうと思う。だから、質問項目を決定してからにしているのだと思う。会津若松市もそうだと思うが、葉山町のとおり、ここに書いた。</p>
	柳委員	<p>そもそも、住民の中に踏み込んでいくことが議員の職責と言われている。それが実際に政策に実らなくても、絶えず住民と話をすることが求められている。その時間は結構、皆さんが持っていると思う。ちょっと話がある、ちょっと来て、ということが週に数回ある。そうすると、1回の話し合いが2時間くらいかかる。本来は住民の中に飛び込んで、住民がどういうことに関心を持っているか、それをしっかりと把握することが議員の職責の一つと言われている中で、皆さんが悩まれると思う。でもそれは、Xには入らない。</p> <p>葉山町を参考にされているが、結構、そこが大事な部分だ。住民の思いを伺った中で、そういう政策をほかの議員とタッグを組んで形成することも、当然に議員の務めの一環だと思う。まず住民の懐に飛び込んでいくことが必要なのに、活動時間に評価されないことを皆さんが心配しているのではないか。</p>
	田中委員長	<p>以前に私が一度、この問題について触れたことがある。会津若松市かどこかの住民説明会で、議員の活動としてこれだけの時間の活動をしていると示す中で、その数字に表れない活動があれこれとあるということを説明している。それは当然だ。AもBも目に見える活動で、公の会議ではっきり決まっている。CとXは、外からなかなか見えにくいけれど、成果というか実績というか、そういうものに反映するという形で担保されている。</p> <p>柳委員が言われたことは、担保もないし、目にも見えない。だけど、やっていることは間違いなくやっている。地元などから期待もされている。この調査表には表れない地域とのつながりや住民とのつながりに関わるものがあるということは、ちゃんと提示している。おそらくそういうことも加えて、住民に議員の存在理由、存在価値などを理解してもらうことになると思う、というようなことを私は言ったことがある。この部分は、そういうふうにはしか伝えられないと思う。それも含めて、議員の活動について理解を求めることになると思う。</p>
	柳委員	<p>住民とのいろんな意見交換会を行っていくが、ある程度の物差しで測れるくらいのAやB領域を示して、プラスアルファをその場でも、議員として抜くことができないこういう活動もセットでやっているということを訴えるということだな。</p>
	田中委員長	<p>そういう見えない、測れない活動があるということを、当然に言わなければいけない。議論の問題提起の中には、ほかの町の議会もそのように書いてある。私もそういうふうにするべきだと思う。</p> <p>そういうこともあるから、これくらい必要だなと思うか、それは計</p>

		算に入らないから無視していいと言うかは、住民の受け止めようだ。実態としてはある。住民からの期待もある。理解をしてもらうためにそのことを伝えて、認識してもらう必要があると思う。ただ、算定には入らないということだ。
	柳委員	住民説明会の場で、委員長に代弁してほしいのは、一般の住民は、自治会や地域の勉強会などの会議では言いにくい、特定の議員個人には「こういう問題がある」と言いやすい、頼みやすい、要望しやすいということが多分にある。そういうことが、聞いてもらっただけでスッキリしたとか、いい方法を教えてもらったとか、住民から評価してもらえる。これは当然、議員の職責の一環だと思っている。そういうことを、今後の意見交換会などで、重要視して報告してほしい。
	田中委員長	それは、算定が難しいということがある。議会ということを考えた場合、主は、やはり議会にどう関わるかという話だ。そちらが主になると難しい、変な話になる。 実態としてはそういう面もあるということは、当然に言おうと思う。町民の皆さんに読んでもらうものにも書こうと思っている。
	澤委員	領域Xに議員個人による広報活動を含めると書かれている。これは、機関紙を持っている人たちは、はっきり組みやすいけれど、持っていない場合であっても「こういうことをやる、ああいうことをやる」と住民に知らせる機会は、自治会の中であったり、地域の集まりであったり、いろいろある。そういうのは、同じ考え方でいいのか。
	田中委員長	いや、このたびは広報紙、ニューズペーパーであったり、ホームページであったりするものの作成に要した時間にとりあえず限定している。個人で報告会をすることがあれば、そういうものは入れることになると思う。たまたま機会があって、報告したものは対象にしない。
	澤委員	議員が地元関係などでのいろいろな役職を持っていて、その集まりの中での町や議会の広報活動をした場合は含まれないのか。
	田中委員長	今回は含まないこととしている。
	澤委員	今回は、機関紙を出している人がする広報活動のみということか。
	柳委員	たまたまの報告とか情報の提供とかではなくて、それを目的として、会に出席するための報告資料などを作成した場合は、対象になるということだな。
	澤委員	個別なことで申し訳ないが、大谷では毎年の総会で、町のいろいろな広報活動をする機会がある。岩美町は今どんなことをしているとか、こんなことが行われる予定だとか、議員個人に「何々議員報告してほしい」と毎年ある。そういう広報活動は含まれないのか。
	田中委員長	今回は、含んでいない。
	澤委員	あくまでも機関紙を出している人のみか。
	田中委員長	含めたほうが良い、含めるべきだということであれば、それは検討する。柳委員が言われたように、そのために資料を作るのであれば、それはペーパーになるので、その作成時間を入れればいい。それを届ける範囲を「こうでなければ駄目」とは言っていない。
	澤委員	どちらにしても自己判断だな。
	田中委員長	自己判断だが、基準はある。

	橋本委員	杉村委員の意見と重なるところがあるけれど、1期目の議員が公共交通の研究のために、八頭町の無人バスの実証実験に参加して話を聞いたり、乗ってきたりした。特に一般質問や質疑につながっていない場合は、それは対象にならないということか。
	田中委員長	公共交通の議論はやっている。議案として出たかどうかではない。
	橋本委員	知見を深めるとか、勉強会とかは入らないということか。
	田中委員長	基本的にはそうだ。
	柳委員	自己研鑽の時間は入らない。
	田中委員長	自己研鑽の問題意識ではなくて、それなりに具体的な問題意識を持って、境界の難しい面が出てくる。判断に迷ったときは、事務局に連絡してほしい。事務局から特別委員長や議長に相談して対応する。来週前半には、調査表にして届けるので、よろしくお願いします。
	澤委員長	どんな調査表になるか分からないけれど、本会議とか常任委員会とか、特別委員会とかの日数を書く場合は、事務局に聞いて把握することになるか。
	田中委員長	領域A・Bは事務局が書いて集計する。
	澤委員	ということは、領域CとXだけを書けばいいということか。
	田中委員長	そうだ。それは、一人一人聞かないと分からない。Xは、私のように町主催やそれに準ずる場面に出てないなら、実績に書けない。
		(「広報活動が広報紙のみというのは、あまりにも偏り過ぎているように思う。」「それは議論してきた。」などの声)
	鈴木議会事務局長	領域A、Bのところは事務局が調査表を記入するということだ。明細をつくるので、違うところがあれば、ご指摘いただきたい。とくに、B領域は、正副委員長の協議とか、事務局が把握していないものもあるかもしれない。時間も正確につけているわけではないので、明細を見ていただいて、補足していただきたい。
	田中委員長	はい。それではしばらく休憩する
休憩		*休憩 午前10時48分～午前10時57分
(2)	田中委員長	再開する。 (2) 議案審議の進め方について 皆さんの手元に、資料として配布している。最初の部分が、議長会が主催している議会事務局の職員研修会に提出されたもので、若桜町議会が提起して議長会がそれぞれの議会の状況を調べたもので、裏と表に示されている。議案審議のこととの関係で言えば、(2)の定例会、臨時会前に開催される常任委員会のことが知りたいというものだ。2枚目は若桜町の状況だ。 3枚目は、岩美町議会が、本会議に上程する予定の議案等を事前の常任委員会や全員協議会で説明を受けて、質疑もするなどしているということが法的に見てどうかということの議論の参考として示している。これは、鳥取県町村議会事務協議会が編纂した「地方議会事務提要」を1965年から出しているが、その中に出てくるものだ。この資料は、加除式の本になっているので、最新の情報になっている。
	鈴木議会事務局長	情報そのものは、昭和25年の通知だ。

田中委員長	<p>最新の情報にも、それが残っているということだ。</p> <p>最後の裏面のものは、以前に平成31年4月だから去年の春、公開問題について事務局が各議会に聞き取り調査をしてまとめたものだ。これを資料として使おうと、正副委員長と局長が相談した。</p> <p>それを私なりに改めて読んでみて、私が提出している資料の(3)に私のまとめ方を示している。ちょっと読むと「地方議会事務提要は、先ほど示した資料のように、そのままではないけれど、全員協議会において定例会に提出予定の議案に対し、質疑し答弁を受けることは適法でない」とされている。この文章を読むと、適法でない理由が二つ書いてあると思う。一つは、本会議や委員会の権限にまで立ち入ることになる。これは全協についてのことだ。全協は協議調整の場というのが目的なので、そこに照らすと逸脱するというのが理由の一つ。もう一つは事前審査に当たるということ。</p> <p>なぜ、事前審査がいけないかということは、この資料に、執行権と議決権というくくりになっているけれど、議案作成に議会が関与することは、議決機関の権限を越えるもので、やってはならないという意味だろうなと思った。自治法115条が、本会議は公開しなければならないという、議会の公開原則に抵触するから、事前審査はいけないというのが、議長会の見解だそうだ。</p> <p>ここに書いたのは、私の読み方だ。適法ではない理由が二つあるという、この二つは、公開の原則に抵触するということではないのだなと思った。公開の原則に抵触するというのであれば、公開すればいいのだろうか。事前に、本会議に上程する前に、委員会や常任委員会で質疑、やりとりして、執行部が原案を変えると。岩美町はそうしているが、そもそもの案が変更になって、それが上程される。そうになると、本会議でやりとりする必要がなくなる。公開すればいいということになると、本会議が形式化してもよしということになる。それでいいのだろうか。議会の公開に抵触するから事前審査はいけないというのは、そういう理解でいいのだろうかというのが、私の疑問だ。</p> <p>今のうちの議会の審議の在り方、常任委員会、全員協議会で説明を受けて、それに質疑し、答弁を求めているが、これは、はっきりと事前審査に当たる。それから、本会議の権限に立ち入ることになる。議会が求めることができるのは、説明を受けることだけの範囲ということになる。その下に※で書いている。</p> <p>ただし、県内の町村にも詳細説明を受けるところがある。その詳細説明を受けたということで、本会議での提案説明や補足説明が、極あっさりした内容になってしまうと、公開の原則という観点から問題があるのではないかと思う。そうすると、事前に説明を求める。その説明というのは、詳細説明なのか概要説明なのか、あるいは詳細説明はするけれど、本会議でも傍聴者に分かる範囲の説明をすることが必要になるのではないかと思う。</p> <p>県内の15町村の調査は、本会議前に常任委員会を開催して、そこで説明するところが、琴浦町も含めて15分の9ある。後半の9町村はすべてそうだ。開催しているのは東部にかたまっている。この調査</p>
-------	--



		<p>結果では、実質の審議になっているかどうかは不明だ。</p> <p>それから、私が認識している範囲では、例えば八頭町は本会議ではなくて、上程して休憩して全員協議会をやって、そこで議論をしていると思う。それだと、事前にしないということだけであって、本会議は形式的になりかねないと思う。開催しないとなっても、実際の審議の状況は、この調査では分からない。</p> <p>仮に、岩美町議会のやり方を改めて、議案が提案されてからが勝負だとして、丁々発止をするということになると、町執行部の政策形成過程の在り方が改めて問われることになると思う。私は、そこに書いてある三つほど思った。</p> <p>住民の声や意見を十分に反映し、住民が納得できる施策にする努力が今まで以上に町執行部に求められるだろう。議案等として議会に提出されるまでの過程で、制度的に議会が関与する仕組みがないことになる。町執行部にとっては、最終的には議会を通すことが必要になって、それに十分な根拠を持つものを作ろうと思えば、住民との関係でやはり今まで以上に緊張関係が生じてくる。議会に対しては当然に、開会してからが初めてになるので、議会との関係でもこれまで以上の緊張関係を持つことになると思う。</p> <p>私は、その緊張関係が大事なことであり、必要なことだと思う。9つの議会のように、事前審査をしない、説明で留めるとすれば、このような変化が生じてくると思ったということだ。私からの問題提起と受け止めていただきたい。</p> <p>今の審議の進め方を皆さんがどのように思っておられるか、ここに提出した資料や、地方自治法の議会を公開しなければならないという規定に抵触するという見解に照らしてどう考えるか、率直にご意見を聞かせてほしい。</p> <p>5分ほど資料に目を通してほしい。</p>
		*各自で資料を黙読
	田中委員長	<p>上程される前に説明を受けて議論をして、議会の意見によって原案が変わることが、たくさんではないが、今までにあった。それは「良し」と私はしてきた。あらためて、事前協議という問題について、この事務提要を読んだり、ほかのものを見て考えたりして、これはまずいなどと思った。それから、議会の力を向上させることと、執行部の力も向上させる観点から考えてもまずいなどと思った。法的な面と、議会も含めて自治体としての力を付けていくという実際的な面からも、今のやり方はまずかったと反省している。これが私の率直な思いだ。</p> <p>新しい議員さん、1期目の人は、以前のいきさつを知らないわけだし、議員になってから2年間、この方法で過ごしてこられた。こういう資料を見て、率直な思いを発言してほしい。</p>
	橋本委員	<p>入ったときからこういうシステムであった。何の疑いもなかった。事前審査だと言われればそうだったかもしれないが、本会議での混乱を避けるという意味があったのかもしれない。ここに書かれている適法ではないという指摘がある中で、考え直す必要があるのかもしれないけれど、正直に言って、いきなり本会議に議案として出てきて、ガ</p>

		チンコでやるというのも想像がつかない。これまで議案を否決したことは記憶にないが、今後、議案を否決することもあり得ることが想像できない。適法でないという指摘の中で、考え直して是正していく必要はあると思う。
	森田委員	<p>一般紙に、議会の開催状況が載る。期間が若干ずれるが、岩美町は短いということから、うちの政黨員からも、どんなふうになっているか聞かれる。町民の方からも同じことを聞かれる。八頭町の議員に聞いたら、やはり進め方が違うことが分かった。先輩議員からは、以前からこのように進めていると聞いていた。これがいけないことだという感覚はなかった。進め方はさまざまだと思っていた。</p> <p>事前審査に該当するというのであれば、やはり、委員長が書かれていることに尽きると思う。執行部の方も、しっかり町民の方の意見を聞きながら議案を提出するということが問われると思う。我々も、そこで意見を交換できれば、フェアな議論ができるのではないかな。今後、そういう意味で議論を進めたほうが良いと思う。</p>
	升井委員	<p>良い面、悪い面、両方あると思う。今まで疑問に思わず、これもスムーズに進める一つの方法かなと思っていた。また逆の面もあると思う。今の時点では、考えがまとまらない。</p>
	吉田委員	<p>良くできたシステムだと思っている。これが事前審査に当たるのであれば、本会議の開催を、議運から常任委員会も含めて開催日をはじめに持ってきて、そのあとで議運なり常任委員会を開く形で、本会議の中に含めれば別に問題ないのではないかなと思っている。</p> <p>今のやり方が一番スムーズに行くのではないかなと感じている。</p>
	田中委員長	スムーズだ。上程されたものが否決されることはない。
	吉田委員	本会議の中に、常任委員会や議運が入る形にできないのか。
	田中委員長	本会議が始まって議案を上程してから常任委員会、全員協議会を開くという意味か。
	吉田委員	そうだ。
	田中委員長	<p>上程する議案を議会が練って、意見を言って、議会が思うとおりの内容の議案にして上程するのが今のやり方。吉田委員が言われる、本会議を開いてからということになると、提案したものが修正されたり、否決されたりすることになる。どちらが良いかという話になる。</p> <p>事前にそうするのは、適法ではないという指摘がある。執行部としては、上程した以上はそれを取り下げたり、否決されたり、修正されたりするのは嫌だと思う。そういう町執行部の立場で考えるのか、我々がどの立場でするかという話だ。</p> <p>私は、スムーズに進めるということではなく、町民のためにいい内容に変えていくので、単純にそれでいいと考えていた。だけど、それはやはりおかしいと、改めて思い直した。</p>
	足立議長	若い期の人だけでなく、古い期の人意見も聞いてほしい。
	寺垣副委員長	この議論をする前に、議長や副議長に聞きたいと思っていた。もしも、今の岩美町のシステムが適法ではない、違法だとなるなら、なぜ岩美町はこのようにやってきたのか。期歴の長い議長・副議長に聞いてみたい。もし分かれば教えてほしい。

柳委員		<p>今の岩美町議会の審査等の進め方が法に抵触するとか、その可能性があるとかということになったら、どんなことになるのか。事前審査という名の下に、常任委員会でも、全協でも、ぎりぎりのグレーゾーンの中で事前審査になっているはずだと私は思う。常任委員会から始めて、全協に持って上がって、ここでしっかりした議論が尽くされていれば、本会議の権限を逸脱しているという問題ではないと思う。</p> <p>それはなぜかと言えば、委員会と本会議は分離されていて、委員会の結論が、本会議では100パーセントではないということで、きちんとシステム化してある。委員会では例えば可決すべきものと委員長が諮るし、本会議では議長が「可決しました」と結論に至る。委員会の審査が、あくまでも本会議の決定事項になるということではない。</p> <p>今の岩美町議会の歴史の中で、常任委員会、全協、本会議は法に抵触する可能性があるのか、完全に駄目なのかといったらどうなのか。常任委員会も全協も、他の市町村もぎりぎりグレーゾーンを渡っていると思う。</p> <p>結論は、僕は、今の岩美町の審査のやり方が一番住民の幸せを考えた場合には良いと思う。なぜなら、本会議を開催して上程し、一般的にはその後全協を開いて、そのあと専門の常任委員会に移っていく。その中でも、最終の本会議の議決において、ほとんど否決とか、修正可決とか、ほとんど聞かない。岩美町は専門の常任委員会のレベルで、やはりこれは岩美町の住民にとってこうだと指摘された場合は、補助の数字が下がったり上がったり、あるいは持ち帰って検討することになる。住民にとってはいいシステムだと思う。</p> <p>これは完全に法に抵触しているのか。</p>
	足立議長	<p>ちょっとその前に、いいかな。田中委員長もおられる。過去にも、こういう場でのきちっとしたこの議論はなかったと思う。ただ、控室などの中で新聞社の新しい記者とかから、いろんな話の中で、岩美町はなぜ会期が短くて本会議が簡単に終わるのかとか、議長会のほかの議長からも純粹に言われる。岩美町の過去の例を見てみると、私が知る限りでは、こういう委員会などで今のような議論をされたのは、私は初めてだと思っている。</p>
	田中委員長	初めてだ。
	足立議長	<p>なぜかと言うと、今までやっていることがなぜいけないのかと、個人的な意見だけだった。委員長が言われるような、合法的だとか何とかという、こういう場での発言はなかった。これが正直なところだ。他の町村の議会の方々は、なぜ岩美町はスムーズに進むのかと、今でも盛んに聞かれる。</p> <p>今回、私が委員長にこういうことを議論してほしいと依頼したのは、我々が議論している中身が、本当に町民にきちんと正確に議会の内容が伝わっているだろうかと、私は疑問を持っている。その辺も含めて、いい機会だから提案した。</p> <p>寺垣副委員長の問いに対しては、正式な場での議論はなかったと思っている。副議長もそうだと思う。</p>
	柳副議長	はい。

	足立議長	だから、これが初めてだと思う。
	田中委員長	実際には、私が議員に出た時は既にそうだった。
	足立議長	スムーズに進める方法の一つとして、これが最適だという今までの慣例でやってきたというのが、実際のところじゃないかな。 おそらく、執行部側の提案をスムーズに進められる方法としては、最適じゃないかという、推測でしかない。 何十年議員をやっていて、みんなの前でこの話をしたのは初めてだ。40年近くやっておられる田中委員長も初めてだと思う。
	田中委員長も	前の期からの委員も、自分らがやっていることが、事前審査に抵触するという気は持ちながら・・・
	足立議長	あった。控室で話をしている時も、「これは、いけんでな」という声も出ていた。これも事実だ。だけど、円満に収めて進めるのには一番いいやり方じゃないかというのが、これまでの経験から出た結論ではないか。ただ、それが、これから先も良いか悪いか、これはもう一度議論するべきではないか。
	田中委員長	小さな修正や訂正は別として、大きなものでは、水道水源保護条例があった。事前に話があったけれど、それが受け入れられなくて、執行部が提案したものを撤回して出し直したことがあった。
	寺垣副委員長	田中委員長が議員に出る前から、今のような形だということだ。議長が言われるように、今まではそうだったけれど、これからはどうだろうという、これからの議論もあると思う。ただ、私も入ったときからこの仕組みで、副議長も言われたが、我々は町民の立場で執行部と話をしなければいけないと思うので、私自身は今の形でやるのが一番だろうなと思っている。
	杉村委員	先ほど、3ない議会と言った。3ない議会の一つが、修正しない。岩美町は、本会議で修正しない議会と、結果的にはなっていると思う。それは、この「ぎょうせい」の事務提要に書いてある事前審査を行っているから、岩美町議会は町民から見て3ない議会の一つ、修正しない議会であるという、本会議での修正がほとんどない形になっている。今までのやり方は、行政側に立っての進め方であって、議会側としての考え方、昭和25年からずっとこの事務提要に上げざるを得ない現実、つまり鳥取県内で言うと、15町村の中で6町の事前開催をしているところがあるからこそ事務提要に上げざるを得ない、適法でないという部分がいまだに残っているということだ。 町民に伝えるには、本会議の議論が必要だと思う。私としては、今の事前審査はやめるべきだと思うけれど、仮に今のやり方を進めるのであれば、本会議での議論が町民の前でほとんどされないのであれば、その前の事前審査である委員会や全協を、今の公開程度ではなくて全面的に公開しなければいけないと思う。
	宮本委員	入ったときからこういうやり方で、疑問を持たなかったことはないけれど、事前審査という意識が多少はあった。しかし、議員の意見も自由に言えるし、行政の側もいきなり否決ではなくて考える熟慮の機会を与えることから、よくできた仕組みだと思っていた。 この事務提要を見ると、完全にアウトだと言われている。どうした

		<p>らいいか分からない。今のシステムはいいと思っている。</p> <p>委員長をさせてもらっているが、委員会では傍聴人数に制限があるので、例えば本会議場で、二つの委員会の開催をずらして多くの人に見に来てもらえばいいと思う。杉村委員が言われたようなことも、徐々に、段階的に試してみてもいいだろうか。</p>
	川口委員	<p>私も宮本委員が言われたようなことだ。私は今議員の立場だが、執行部の立場の時からずっと今の形で説明に当たっていた。そういうものだと思って、事前審査に当たるといふ思いはなかった。委員会の中でも、条例改正などについては、これは事前審査に当たると、よく指摘される中で内容を変えるなど、条例改正について事前審査にならない形で委員会に提案していたと思う。</p> <p>寺垣副委員長が言われたように、住民の立場から考えて、住民のための議案にする、またスムーズに議会日程を進めることを考えれば、違法でなければ、今の形でできれば、この形でいいのでは。</p>
	足立議長	<p>基本は、こういう席で議論する以上は、適法から外れてはいけないと思う。今の方法が適法でないのなら改めなければいけない。今の方法を適法にできる方法があるのなら、それを考えればいい。こういうきちんとした委員会の中で、適法でないこと、駄目なことは駄目だと思う。適法でないということであれば、適法な方法を考えてもらわなければいけない。</p>
	田中委員長	私もそう思う。
	足立議長	今のやり方を否定しているのではない。法に合うやり方をどうすればできるか、町民に議論の中身が分かるやり方を考えてほしい。
	澤委員	事務提要に載っている文書は、昭和25年のもので、それでも今までずっとこのやり方できているということは、途中で何か適法になるようなことがあったのではないか。
	田中委員長	私の推測だが、岩美町議会が国会のまねをしていると思う。国会を参考にしているのではないか。
	澤委員	国会は事前審査をしているのか。
	田中委員長	<p>やっている。国会は、地方議会とはやり方がちょっと違う。岩美町議会は、県内でもほかの議会とはちょっと違う。一つは、国会の仕組みを意識して、それを見習ってやってきたのではないかと、このやり方を見ると私はそう思える。ただそれが、この問題に関しては、法に触れるかどうかという視点がなかったのだろう。副議長や寺垣委員からもあったように、議会側としては住民の立場で物を言って改めさせることができる。私も、常任委員会か全協で意見を言って、条例案の内容を変えて上程したという経験がある。それは文字通り事前審査だと思う。執行部が上程する議案作成に、議決機関である議会が関わっていることになる。中身が良いか悪いかということではなく、仕組みとしてそれが良いのかどうか。結果オーライでいいのかという話だ。</p> <p>副議長から投げかけがあったけれど、少なくともこの鳥取県の町村議会事務協議会が編集したこの本・・・</p>
	鈴木議会事務局長	委員長。そこのところについて、以前は確かに「ぎょうせい」という株式会社が、鳥取県町村議会事務協議会に編纂業務を委託して、事

		務協議会がQ&Aを議論してその元を作っていたが、今は委託を受けていない。基本的には株式会社ぎょうせいの発行だ。
	田中委員長	発行はそうだが、編集は県の事務協議会で、加除しても今も残っている。 これは、裁判所が下した判決でも何でもないが、適法でないということだ。
	杉村委員	委員長の見解はよく分かるけれど、副議長も言われている事務局長の見解を聞きたい。
	柳委員	先ほど法に抵触しているのか明確にしてほしいと言ったが、それには期待値がある。それは、こういう解釈であれば違法でないとか、あるいは少しこう改めれば問題ないとか、そういう提案があればという意味があった。
	鈴木議会事務局長	今回、この議論の進め方ということでテーマを頂いて、議長からも提起があった。私は事務方なので法律も確認しないといけないし、こういった書類を見ざるを得ないので、今回お示しさせていただいた。 なぜ、こういう議論をするのかというのは、やはり基本的には議会が住民に議論の過程が見える形にしたいということがあるのだろうと思うので、本当はそちらの視点でどういうやり方が良いのか議論してもらったほうが良いと思っている。そして、そのやり方が事務的にちゃんと法律に沿っていると考えられなければ問題が出てくるので、そこをどうしても確認する必要がある。 法律がどうなっているかという、委員会と議会の関係について、委員会はあくまでも議会の附属機関で、本会議で上程されて議題となったものを、委員会に審査を付託され、委員会はその付託されたものを審査するのが業務だ。委員会はもう一つ、議会からは独立して、委員会に与えられた所管の事業について、独自に調査をすることができる。この審査と調査の二つだ。 今、うちの議会では、定例会前に委員会が開かれているが、これは、閉会中の調査事項として議会から認められたものを、閉会中に調査をするという形で動いていると理解しないとおかしなことになるので、そう理解している。ただ、実際の日程を見てもらうと分かるが、審査事項というのが出てくる。私はこれがずっと気になっている。議会から審査を付託されたものが委員会の審査事項だ。この表現は気になっているところだ。 この事務提要にあるように、委員会において、まだ議案になっていない執行部が考えている内容について議論されて、委員会での意見などを参考にとするか、その意見により原案を作成することは適法ではないと書かれている。 先ほど言ったように、この閉会中の委員会が行っているのは調査なので、委員会が所管の業務について調査をする中で、執行部からいろいろな情報を吸い上げ、話を聞く中で委員会の見解も出てくることはある。当然にそれを執行部も聞くので、そういうやりとりをしながら執行部は政策を考えて提案していくことはあると思う。そう考えれば、事前審査ということではなくて、通常の議会と執行部とのコミュ

		ニケーションと捉えることができるのではないかと思う。ただ、これがどうしても定例会前に行われるので、先ほど来言われているような事前審査という意味合いで捉えられると思う。
		(「実際は、そうだろうが」の声)
	杉村委員	委員会や全員協議会で、いつも町長は、こういう前置きの話をされる。例えば「9月議会に諸々諮っていただく案件をご審議いただきたい」という前提で話をされる。だから、行政は事前審査だという認識で臨んでいる。事務局長はオブラートに包んで言っているが、実態は違うということをはっきり言ってほしい。
	柳委員	川口委員が言われたように、条例改正を調査するときの委員会で、審査に当たらない工夫をされていたということもある。前から言われていたことに、全協で審査案件だけを今はテレビで映すとか、報告案件は映さないとか、その言葉だけの違いで、あれを調査事項とするか、審査事項とするかで変わってくるみたいな話もあった。私は基本的に、局長に期待を持ったのは、本会議最終日で、閉会中の調査事項を並べて議決するので、常任委員会では審査権ではなく、あくまでも調査権を行使していると思っている。 全協も然りだが、グレーゾーンと言えばグレーゾーンだ。全協においても常任委員会においても、今後起こり得るその町で対応せざるを得ない施策について、事前審査ではなく、協議することはできるという規定がある。今の委員会や全協の協議は、こういうことが起こり得るから調査をしよう、勉強をしようということに当てはまると思っていた。しかしそれが、法に抵触するとなれば、・・・
	足立議長	皆さんの意見が、今日はよく出ている。今日はまとめる時間がない。ただ、議会としてはまとめてほしい。全員がある程度納得できるようなまとめをしてほしい。今日は無理だ。
	田中委員長	先ほど杉村委員が言われたように、現状は、はっきり上程予定のものを出しているから、いかに言葉を変えて、例えば町長が「次の議会に」と言わなくても、物はそのとおりだ。言わなければ適法になると言えば、それは適法とは言わない。それは脱法行為になる。世間からは同意されない。議長が言われるように、後ろ指をさされない中身にしたいと思う。 あらためて資料を読んでいただき、私の提起も受け止めていただきたいと思う。ほかに何か参考になるようなものがあれば、また皆さんに配りたい。今日で結論は出ないので、皆さんが言われたことをそれぞれが受け止めて、考えていただいて、次回引き続きこの問題を議論して、いずれ結論を出したい。我々の結論によっては、執行部も今まで以上にしゃきっとしてもらふことになる。そういう緊張関係を我々も執行部も持てるようにできればと思う。ぜひ、引き続き議論を深めていきたいと思う。 継続ということで、この問題は次回に引き継いでいきたい。
4. その他	田中委員長	その他をどうぞ。
	杉村委員	前回の時のことで、一つ申し上げておかなければいけないと思って、発言させていただきたい。

		<p>特別職報酬審議会への諮問案の検討について、前回も諮問案を示すことはいかがなものかと申し上げた。その時に委員長からは、案を示さなければ審議会に対して失礼に当たるというような発言があった。委員長と私とはよく意見が反対になる。私は、議会が具体的な数字を諮問案として示すこと自体が審議会に対して失礼に当たると思う。仮に、岩美町唯一の決定機関である議会が過半数の案を持っているならば、それは議会自らが自らの権限によって決定し、必要があれば説明責任を町民に対して果たしていけばいいだけの話だ。審議会に対してお墨付きを頂きたいみたいなことは、議会自らが、自らの決定内容について自信が持てないようなことの表れになってしまう。</p> <p>先日、新聞記事にもあった智頭町においても、報酬については増額と据え置きが拮抗したため、議会としての結論が出しがたくて、住民ら第三者の意見を聞こうということで、審議会の設置を求めて、審議会の意見をもらった。おそらくこの記事から言うと、智頭町議会も議会としての案をもって諮問したわけではなく、審議会に出してもらったものに対して賛成多数ということで増額になったと思う。岩美町議会の多数が、例えば智頭町議会のように5万円プラスの案であるならば、審議会にいちいち聞かなくても、それでさっさといけばいい。その説明責任を自らが果たしていけばいいというふうに思う。諮問案の検討は避けるべきだと思う。それは、やはり審議会に対する圧力にもなっていくから、公平公正な審議会の立場に対して失礼になるという意見を申し上げる。</p>
	田中委員長	意見を伺った。
5. 閉会	田中委員長	これで、本日の特別委員会を閉会する。
		閉会 午後0時11分

上記のとおり会議の次第を記録し  
これを証するため、ここに署名する

岩美町議会  
議会活動の在り方検討特別委員長